

○法第11条を適用した事案に係るもので、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
京都大学	別紙事故調査報告書1~17	H19.8.13	H19.12.11	H19.12.12	1	残りの法人文書に記録されている個人に関する情報のうち不開示情報の特定及び検討が極めて困難であり、また当該法人文書の量も多く(約500枚)、開示決定等にことのほか時間を要したため。
島根大学	医学部の平成14年度から平成18年度の「奨学寄付金受入調」、「民間等との共同研究受入計画」、「受託研究受入計画」、「臨床研究審査事項」、「専門部会・委員会報告(臨床研究審査部会)」	H19.5.22	H19.8.31	H19.9.14	14	開示請求の対象文書が大量(約300枚)であったこと及び当該文書に記載の企業等(約200社)に対して当該文書の開示に関する意見照会を行ったことから、相当の時間を要したものである。